

第5回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成27年9月29日(火) 10:00~11:15
項 目	介護保険に関する事務に係る特定個人情報ファイルの保有に対する特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 河原会長、原田委員、櫻井委員、日高委員、松木委員 保健福祉局地域支援部介護保険課 竹内係長、中村職員 総務企画局情報政策部情報政策課 奥竹係長、廣瀬係長、渡邊主査、加藤主査
事務局	総務企画局文書館 山本館長、竹中係長、今福職員
傍聴人	0人
内 容	

以下のⅠ～Ⅶの項目ごとに、介護保険課竹内係長が全項目評価のチェックリストに沿って説明した後、審査会委員との質疑応答を実施した。

Ⅰ 基本情報

(審査会委員) 7ページの「5 個人番号の利用」のところにある条例は仮称となっておりますが、スケジュールとしてはいつごろ正式なかたちになるのでしょうか。

(情報政策課) 平成27年12月議会に条例案を提出し、翌1月に施行できるように進めています。

(審査会委員) 7ページの「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」について、公平、公正とありますが、網羅性はどのように検証されることになっているのですか。

(介護保険課) 市町村が管理する被保険者は65歳以上の方ですが、65歳になったらすぐに被保険者としての情報の管理が始まります。その方々が対象から漏れないためにも、このシステムで、網羅性を含めたところでの公平性を確保することを考えています。

(審査会委員) 死亡した方の把握等はどのようにするのですか？

(介護保険課) 死亡、転出入、65才になるといった資格の取得・喪失の管理としては、すべての方が介護保険の窓口で手続をするわけではないので、住民基本台帳の情報を介護保険のシステムに取り込んで把握して、管理しています。そうした管理のためにも、このシステムは必要だと考えています。

(審査会委員) 誰にも知られずになくられるような場合には、どうやってフォローするのですか。

(介護保険課) 本市の保健福祉行政としては、まずはそのようなことがないように取り組んでいますが、もしそのようなことがあったときは、分かり次第、さかのぼって保険料を返還したりするようにしています。

(審査会委員) 各課に入った情報が介護保険のところにも来るように事務手続をルールづけているのですか。

(介護保険課) はい。生活保護や高齢者相談コーナー等で把握した情報は、介護保険課に来るようにしています。

(審査会委員) 7ページの「7 評価実施機関における担当部署」について、妥当性の判断としては、評価書に記載されている部署が責任を負うことができるかということになるのですが、介護保険課がその責任を負うことができるという認識でよいのですか。

(介護保険課) 特定個人情報の取扱いは、一義的には区役所の介護保険担当ということになりますが、特定個人情報保護評価に係る責任は保健福祉局の介護保険課が負い、十分な措置をしていると認識しています。

(審査会委員) 7ページ「4② 実現が期待されるメリット」について、保険者側のメリットのほかに、被保険者側のメリットはどのようなものがあるのですか。

(介護保険課) 平成29年7月から他都市との情報連携ができるようになる関係で、被保険者にもメリットがあります。

例えば、保険料を決める際に前年の収入の情報が必要になりますが、本市に転入した方については、本市が転入元の市町村に対して照会して紙の所得証明を送ってもらうことになっています。そうすると、やはり時間がかかってしまい、正式な保険料を決定する前に、仮の保険料を設定せざるを得ない状況になっています。今回の情報連携により、そうしたタイムラグがなくなり、初めから正式な保険料が決定できるようになります。

もう一つ、転入の場合ですが、前の市町村で要介護度の認定を受けていたときには、被保険者はそれを証明する書類を本市の窓口を持ってこないといけなかったのですが、情報連携後は、そうした情報もすぐに手に入るようになり、被保険者が証明書を持ってくる手間がなくなります。

これらが被保険者メリットと考えています。

## II 特定個人情報ファイルの概要

(審査会委員) 15ページの「⑥提供の方法」について、情報提供ネットワークシステムの場合と庁内連携システムの場合とがありますが、それはなぜですか。

(介護保険課) 市の外部に渡す「提供」のときは情報提供ネットワークシステム、市内部で受け渡しする「移転」のときは庁内連携ネットワークを使うことになっています。

(審査会委員) 「提供」と「移転」で方法が違うということですね。

(介護保険課) はい。

(審査会委員) 17ページの「特定個人情報の保管・消去」について、申請者から紙で提出されたような書類は、棚に保管と書かれていますが、具体的にはどのように保管するのでしょうか。

(介護保険課) 厚生労働省令で、介護保険の認定の申請の際は、申請書に個人番号を書くように決められています。それについては、今までと同様、各区役所で鍵付きの書棚で保管して、セキュリティを担保しています。また、区役所の事務スペースには、外部の人が入ることはできないようにしています。その両方の方法で管理しています。

(審査会委員) 紙の書類が溜まってしまったときはどうするのですか。

(介護保険課) 文書には保存年限が決まっているので、保存年限を過ぎたものは、焼却又は溶解で、外部に漏れない形で処理しています。

(審査会委員) 溶解等の処理は、業者に委託するのですか。

(介護保険課) はい。職員が直接業者に持っていきます。

(審査会委員) 職員が処理状況を確認しているのですか。

(介護保険課) はい。確認もしていますし、処理の証明ももらっています。

(審査会委員) 消去方法のところで、中間サーバー・プラットフォームの措置について、デ

ィスクの交換やハードの更改とありますが、どのように行われる予定なのでしょうか。  
(情報政策課) 中間サーバー・プラットフォームというハードウェア自体は、地方公共団体情報システム機構が国から受託してシステムを構築しています。実際に受託契約する際には、守秘義務を盛り込んだ内容で契約されているので、廃棄の手順についても適正に行われているものと聞いています。

(審査会委員) それは誰かが確認するのでしょうか。

(情報政策課) 中間サーバーは国が管理して、その一部を市が使わせてもらっているものなので、廃棄については最終的な契約をしているところが立ち会います。市の方の契約部分については、市が契約していますので、記録媒体に穴を開けるなどして絶対に復元できないようにしており、物理的に破壊するところは、職員が立ち会っています。

(審査会委員) 移転先の件ですが、子ども家庭局には移転しないのでしょうか。

(介護保険課) 介護保険情報については予定していません。

(審査会委員) 多問題家族の場合、子ども・高齢者・障害者は連携が必要だと思いますが、そこには移転しないのですか。

(介護保険課) 特定個人情報については、番号法あるいは条例で定めるものだけに移転を認めることになっています。一方で、特定個人情報以外の保健福祉の情報については、これまでどおり関係部署で連携していくことになっています。

(審査会委員) 庁内連携システムについては、リードオンリーだと思いますが、プリントアウトすることもできるのですか。プリントアウトできる場合、移転先でプリントアウトされたという情報は、移転元の部署にも来るようになっているのでしょうか。

(情報政策課) 移転元では、移転先でプリントアウトされたかどうかを把握することはできません。

ただ、先ほどリードオンリーとおっしゃっていましたが、今回のシステムの枠組みは、移転先が移転元にあるデータを閲覧するという形式ではなく、移転元から移転先にデータを渡しきっていますので、渡したデータは受け取った側の管理になります。そのため、渡すデータをどう取り扱うかについては事前に取り決めた上で渡すことになりますので、あとは受け取った側の問題ということになります。

(審査会委員) そのような取扱いは、市の内部で統一を図る必要があると思いますが。

(情報政策課) 市全体に適用される規程がありますので、それに則って行うことになります。

(審査会委員) 移転された情報の対象である個人には、移転したことを通知することになっているのでしょうか。

(介護保険課) それは予定していません。

(審査会委員) 個別に通知するとなると、大変な業務量になるとは思いますが、それをしないととなると、各個人には開示請求してくださいということになるのでしょうか。

(介護保険課) 評価書に記載している部署には情報を移転することになりますが、1年に1回見直しをするので、移転先が加われば評価書を修正します。

(審査会委員) 市民に対しては、評価書の範囲で周知しているということになるのでしょうか。

(介護保険課) はい。移転先と定められたところ以外に特定個人情報が移転することはないということになります。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(審査会委員) 災害時の物理的な対策として、情報の保管等について何か北九州市で取り組んでいますか。

(介護保険課) 介護保険では、紙での申請情報をシステムに入力した後、その情報のバックアップはきちんととっており、北九州市とは別のところに置いてあります。

(審査会委員) 災害対策としては従来と変わらないということでしょうか。

(介護保険課) はい。

(審査会委員) マイナンバーを機に、今まで以上の対策をとるという自治体があると報道で聞いたことがありますが、そのような予定はないということですか。

(情報政策課) 介護保険に直接関係があるわけではありませんが、システム的な対策は、今回、追加で行う予定です。仮に、1箇所で電源が落ちても、もう1箇所で事務ができるような対応を考えています。マイナンバー対応として特に、ということではありませんが、データ管理として予定しています。

(審査会委員) 33ページ「特定個人情報古い情報のまま保管されるリスク」について、異動があった場合に随時更新しているとありますが、孤独死等の場合は届出されないから、古い情報が保管されてしまうことにならないでしょうか。

(介護保険課) 保健福祉行政としてそのようなことがないように対策をとっていますが、もしそのようなことがあったときは、分かった時点ですぐに対応するようにしています。

(審査会委員) 情報管理の問題というより、保健福祉行政としての問題ということですかね。

(介護保険課) はい。

(審査会委員) 27ページのリスク3「誤った情報を移転してしまうリスクへの措置」について、移転する情報をチェックするとありますが、どのようにする予定なのでしょうか。

(介護保険課) 庁内連携システムでは、プログラムで作りこまれているので、プログラムを作る際にチェックを行います。個別に電子媒体で処理している場合には、どういう情報をやりとりするのかを個別に確認します。

(審査会委員) 確認する担当の人がいるということですか。

(介護保険課) はい。

(審査会委員) 今の誤った情報という話は、請求された以外の情報を移転してしまうことを言っているという理解でよいのでしょうか。

(介護保険課) はい。

(審査会委員) 情報の入力自体を誤っているというのは、もっと前の段階で処理するということになるのでしょうか。

(介護保険課) はい。

(審査会委員) 25ページの「ファイルが不正に複製されるリスク」について、許可されたUSBメモリを使えば、すべて複製することができるということですか。

(介護保険課) 特定個人情報を扱う端末で、許可されたUSBを使うことはありますが、それをつかって特定個人情報を抜くことはできません。

(審査会委員) では、何が許可されたUSBで移転できるのでしょうか。

(介護保険課) 介護保険の統計などの情報を区に渡すときに使うことがあります。

(審査会委員) そうすると、許可されたUSBでも個々の特定個人情報は抜けないということ

か。  
(介護保険課) はい。

(審査会委員) もし、悪意を持って情報を取り出そうとする人がいるとしたら、どのようなやり方が考えられるのでしょうか。

(介護保険課) サーバー室に行けば、情報を取ることは物理的には可能と言えます。ただ、そこに行くにはアクセス制限がかかっており、そこに入ることは現実的には難しいです。

(情報政策課) サーバー室には機械警備が入っており、カメラもついており、誰が何時にどのゲートから入ったかという記録が残っているので、やればすぐにわかるという状態にあります。

(審査会委員) 不正な外部からの侵略に備えた専門のセキュリティ対策会社との契約はしているのでしょうか。

(情報政策課) そういう契約はしていません。ただ、建物が市役所・区役所であり、宿直がいますし、機械警備も入っているので、そのような契約は予定していません。

(審査会委員) 各職員がやっているツイッターやブログについては、何らかの把握をしているのでしょうか。誰がどういうものをしているのかということですが。

(情報政策課) 個人がプライベートでしているものについては、届出をしないとしてはいけないということにはなっていないので、把握はしていません。

(審査会委員) 企業では、会社の情報がツイッター等に出たときに、削除を求めるような部署を置いているところもあると聞いたことがあります。

(審査会委員) 職員に対してセキュリティの研修をやっていても、職員が職務上見た情報を漏らすことがあり得ないわけではないと思います。厳しいところでは、誰がどういったものをやっているのかを把握しているとも聞いたことがありますので。

#### IV その他のリスク対策、V 開示請求、問合せ、VI 評価実施手続

(審査会委員) 監査を定期的にするとはありますが、内部監査だけというのが気にはなります。

(介護保険課) 内部ではありますが、不具合があれば修正していくという形で向上させていく考えでいます。

(情報政策課) 情報セキュリティに関する監査については、外部監査も入れています。

(審査会委員) 不正なことをした職員に対する罰則規定はどうなっているのでしょうか。

(介護保険課) 番号法で、普通の個人情報の漏えいより厳しい罰則が課されています。

#### VII 全体を通じて

(審査会委員) 他にご質問がなければ、これで第三者点検を終わります。第三者点検の結果については、答申案を作成することになっていますが、その方向性については、適合性、妥当性を審査した結果、全項目評価書の記載は、保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らして妥当であるという方向性でよろしいですか。

異議がなければ、その旨での答申を行いたいと思います。